

あきる野市教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 開催日 令和4年3月24日(木)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後2時40分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- 日程第 1 議案第 8号 あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第 9号 あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 3 報告第 1号 臨時代理したあきる野市立学校の副校長の人事に関する報告及び承認について
- 日程第 4 報告事項(1) 市民プール屋外水泳場の在り方について
- 日程第 5 報告事項(2) 令和4年度あきる野市立学校の教育課程について
- 日程第 6 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 丹 治 充 |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委 員 | 小 西 フミ子 |
| 委 員 | 坂 谷 充 孝 |
| 委 員 | 岡 部 秀 敏 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|-------------|---------|
| 教 育 部 長 | 渡 邊 浩 二 |
| 指 導 担 当 部 長 | 草 刈 あずさ |
| 生涯学習担当部長 | 佐 藤 幸 広 |
| 教育総務課長 | 吉 岡 賢 |
| 教育施設担当課長 | 岩 崎 徹 |
| 学校給食課長 | 山 本 匡 俊 |
| 指 導 担 当 課 長 | 樺 山 雄 三 |

生涯学習推進課長
スポーツ推進課長
図書館長
指導主事
指導主事

沖 倉 英 基
長谷川 美 樹
細 谷 英 広
大 道 雅 士
宇佐美 拓 郎

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（丹治 充君）

皆さん、こんにちは。本日は、市内の小学校卒業式への参列、大変ご苦労さまでした。一昨日には雨やみぞれにも見舞われ、春を彩る桜に開花をせかすような催花雨となりましたけれども、市役所の桜のつぼみも大きく膨らんで大分赤みを帯びておりますので、開花は間近かなという思いがいたします。こうした中で、2か月に及ぶまん延防止等重点措置の延長が21日には解除されました。しかしながら、桜の開花、あるいは年度末の人の動きが活発化する時期でもありますので、今後4月24日までの期間をリバウンド警戒期間として注意喚起が求められているところでございます。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会3月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日、傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員については、坂谷委員と岡部委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第1 議案第8号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を上程します。

それでは、説明を生涯学習担当部長にお願いいたします。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

それでは、議案第8号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明させていただきます。

提案理由でございます。市民が施設を効率的に利用できるよう、あきる野市公共施設予約検索システムの位置づけを見直すとともに、施設予約に伴う申請期限を設けるに当たり、あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する必要があるため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、スポーツ推進課長から説明いたします。

教育長（丹治 充君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

それでは、説明させていただきます。これまでは、施設使用の申請につきましては、団体が施設の窓口、またはインターネットを用いた施設予約システム、この2つの方法のどちらかで行っておりましたが、団体が使用するかどうかの判断が使用日近くになるケースがあり、他の団体が使用できないという状況が発生しておりました。このため、規則改正後は、インターネットで行う施設予約システムは、申請から予約という位置づけに変更をいたしまして、予約した団体は一定期間内に申請を行うことを義務づけ、使用しない場合は、速やかに予約を解除していただき、他の団体が使用できるようにするものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。初めのページ、第2条、使用の申請についての条文でございますが、この条文、下線部分の「施設予約システム」に係る部分を削除いたします。

次に、1枚おめくりいただきまして、裏面になります。左側の改正後（案）の段のところ、第2条の2「施設予約」の規定を追加いたします。

また、一番最後に、別表があるかと思えます。この別表で定める期間内に窓口において申請いただくことを、先ほどの第2条の2で規定をするものでございます。

施行日は、十分な周知期間を設けるために、令和4年8月1日といたします。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問等ありますか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

こちらの改正は、予約をしたまま当日まで取消しをしないで、結局その場所を誰も使わないで当日を迎えてしまうことをなくすことが目的だと思います。今回の改正で、予約をして、その後、申請を行わなければならないとなっていますけれども、その申請を行う期間というのは、いつまでに申請を行わなければいけないのか、また、申請を行わなかった場合は、その予約が取消しになるというものがないとあまり意味がないと思いますが、その点について何かありましたら教えてください。

教育長（丹治 充君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

説明申し上げます。先ほど委員からご質問、ご意見ございました利用日までにキャンセルがなくて使用しないケースについても、なくはないですが、一番の目的といたしましては、早い段階で速やかに使用の判断をしていただいて、その後、他の団体が予約ができる期間を設けることにございます。スポーツ施設は、特に土日に利用希望が重なっておりまして、予約ができない団体が相当数出てきている状況にございます。そういった団体が、利用する場所を常に探している状況にございますので、そういった団体にできるだけ効率的に施設をご利用いただけるようにすることが改正の目的にございます。最後の別表をご覧くださいまして、多くの団体は、市民団体であれば2か月前から施設予約をすることができます。2か月後の予約ができますので、予約した日から25日を経過する日、または使用日の15日前のいずれか早い日までに窓口に来てお金を払い、申請をしていただくという規定を追加してございます。これによって予約をした日から25日までの間に判断していただき、申請がない場合は、早い場合は1か月と5日前に他の団体が予約ができるという日付になっております。

さらに、先ほど第2条の2のところ、この指定した期間に予約をしたけれども、最終的に申請をしなかった団体は、第2条の2の5項「施設予約をした者が第3項の規定を遵守しないときは、これは申請をしないときには、教育委員会が当該施設の予約を取消す

ことができ、他の団体が予約できるように対応するといった改正の内容になっております。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員、どうですか。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございました。予約をした際に、この予約をした方が、期日までに申請をしなくては取消しになることが分かる状態で予約がされるということであれば、結構です。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（坂谷充孝君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかにご質問等ございますか。

田野倉教育長職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

申請をする段階で、使用料を納めることになると思います。何らかの理由で使用をしなかった場合は、一旦納めた使用料は、その何日前という取消しの期間から、キャンセル料がかかるような期間になってしまった場合には、使用料は返却しないという認識でよろしいでしょうか。

教育長（丹治 充君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

使用しない場合の還付金につきましては、これまでも規則で還付の割合について規定がございます。15日前であれば100%。15日前にキャンセルですという申出があれば100%還付をしております。それ以降になりますと、日付によって割合が定められておりました還付をする規定になっております。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

そのほかご質問ありますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第1 議案第8号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第8号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部

を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第9号あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱についてを上程します。

なお、本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。それでは、本件は非公開で会議を進めたいと思います。

傍聴人の方の退席をお願いいたします。

それでは、説明を生涯学習担当部長にお願いします。

＝非公開＝

教育長（丹治 充君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案第9号あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第9号あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 報告第1号臨時代理したあきる野市立学校の副校長の人事に関する報告及び承認についてを上程します。

本件も人事案件ですので、あきる野市教育委員会会議規則の規定により非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

それでは、本件は非公開で進めたいと思います。

ここで関係する職員以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、説明を指導担当部長にお願いします。

＝非公開＝

教育長（丹治 充君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 報告第1号臨時代理したあきる野市立学校の副校長の人事に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第3 報告第1号臨時代理したあきる野市立学校の副校長の人事に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

それでは、傍聴者の入室を許可します。

続きまして、日程第4 報告事項（1）市民プール屋外水泳場の在り方について、報告者は説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

それでは、説明させていただきます。令和3年10月19日付であきる野市スポーツ推進審議会に諮問いたしました市民プール屋外水泳場の在り方について、令和4年3月18日に答申がありましたので、ご報告申し上げます。

審議会は、令和3年10月26日から令和4年3月18日までに4回開催いたしましてご意見をいただきました。ご意見といたしましては、答申の文面にもございますように、高額な改修費がかかる中、年50日程度の事業では有効な活用とは言えない。温暖化の影響で気温が高過ぎて屋外は非常に危ない。屋外プールに対する意識の変化が10年、20年前に比べて変わってきていると思う。長いスパンで見たときに、もう時代として違うのかなと思っている。子どもの水泳指導の必要性や水中ウォーキングなどの推進は大変重要であるが、屋内水泳場に関しては水に親しむ部分も含めて、あるいは水泳という一つのスポーツとして見ても、十分活用の価値がある。そういったご意見がございまして、委員全員一致で屋外水泳場の廃止については、お手元のような答申が出されました。

なお、この答申を踏まえて、屋外水泳場の今後の施設の位置づけ、また条例改正の時期につきましては、既に決定をしております令和8年度末までの屋外水泳場の休止期間中に行うことを予定しております。

説明は以上となります。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

もう一度お伺いしたいのですが、令和8年度までに屋外水泳場の跡地をどういうものにするかという検討をされるということでのいいのですか。

教育長（丹治 充君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

現在、令和8年度末まで、水泳場の休止期間というものを決定しております。この間に、委員がおっしゃられましたとおり、跡地について、どういう条例改正で位置づけていくかを検討し、改正を目指すという考えでございます。

教育長（丹治 充君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

その場合、その検討される委員は、新たに募集されますか。

教育長（丹治 充君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

今回、この諮問の答申機関でございますあきる野市スポーツ推進審議会、この審議会には、市民が参画する会議体となっております。また、学校関係者、地域のスポーツ関係者、有識者で組織をされております。この市民が参画する会議でご意見を伺っていく、諮問をするということで決定をさせていただいております。この中のご意見を踏まえて市として対応を検討していくことを予定しております。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

そのほかに質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第5 報告事項（2）、令和4年度あきる野市立学校の教育課程について、報告者は説明をお願いいたします。

指導主事。

指導主事（大道 雅士君）

指導主事から、令和4年度の教育課程について、報告させていただきます。

教育委員の皆様におかれましては、冊子をお配りさせていただいております。部課長につきましては、内容をまとめたものを置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

各学校において、令和4年度の教育課程が作成され、あきる野市教育委員会に提出されております。各校の教育課程の作成に当たり、令和3年12月に教育課程届出説明会を実施いたしました。学力向上については、思考力、判断力、表現力を高める教育活動を進めていくとともに、授業改善を進めるよう指導いたしました。また、いじめ、不登校について、学校内の組織としての対応について見直しを行い、未然防止、早期発見、早期対応を進めるように指導いたしました。また、特別支援教育では、子ども一人一人の関わりを大切にするとともに、個に応じた教育活動について考えるように指導してまいりました。それを受けまして、令和4年1月下旬から2月上旬に教育課程相談日を設け、その際に学校から提出された内容の確認と修正の指導を行いました。2月28日、3月2日、3月7日

については、各校から受付をし、教育課程を預り、こちらで受け付けましたので、本定例会で報告させていただきたいと思えます。また、本定例会終了後、各校へ教育課程を受理した旨、報告する予定でございます。今回、各校から提出された教育内容を教育目標と重点課題である学力向上に係る対策、いじめ、不登校対策、特別支援教育の3つの観点でまとめた一覧表をお渡ししておりますので、確認をお願いいたします。

なお、下線部につきましては、学力向上における思考に関する学校の取組として、特に学校に取り組んでいただきたいところになっております。

以上で報告を終わります。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などありますか。

本日お配りした資料でありまして、中身も多いようでございます。気がついたところだけでも結構ですので、何かありましたら、お願いいたします。

それでは、本件は報告事項でございますので、この後ご覧になっていただいて、質問等がございましたら、指導室へ問い合わせただければご回答いただけると思えますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告に移らせていただきます。

それでは、私から報告いたします。今月は、議会月でもございましたので、資料をお配りしてありますけれども、教育委員会の一般質問の中には以上の内容で質問が出されておりました。

それから、明日が議会最終日になります。そして、小中学校の卒業式が開催されました。今日の小学校の卒業式で特に気づいた点ということで挙げるならば、羽織はかまの児童が私の伺った学校にも10名ほどおりました。恐らくほかの学校にもいるのではないのかと思えます。以前、各学校に、はかま等については、費用の関係もございまして、できるだけお金をかけないような形で指導したらどうかというお話が、教育委員会でもあったと、その件を思い出しました。そういった意味で、児童たちの服装では、そんな特徴が見られました。

それから、儀式の中では、卒業証書を受領する際の子どもたちの受領の仕方、会場での子どもたちの様子は極めてよく指導されており、子ども一人一人が頑張っている様子が伺えました。

以上です。

そのほか、いかがですか。

小西委員、いかがですか。

委員（小西フミ子君）

今日の小学校の卒業記念品で、教育委員会から英語の辞典が贈られたというお話でした。もちろん、辞典で調べることはとても大事だと思いますが、今は、スマホなどで調べてし

まうと思います。

そういった中で、辞典にした理由はなんだろうなど。値段的なものなどあるのですが、そのように疑問に感じました。

教育長（丹治 充君）

教育総務課長。

教育総務課長（吉岡 賢君）

小西委員からお話のあったとおり、英和辞典を記念品として出させていただいております。こちらについては、今委員のご指摘の点もございますので、次年度以降については、検討させていただきたいなと思っております。

以上です。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかにもございませんか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等について、ご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（吉岡 賢君）

それでは、今後の日程等についての案内を私からさせていただきます。

まず、年度最終日になります。3月31日木曜日、こちら午後2時30分から、退職教職員の辞令伝達式を予定しております。

また、翌日4月1日金曜日、新年度になりますけれども、同じく午後2時30分から、新規採用者を含みます教職員の辞令伝達式を予定しております。いずれも市役所庁舎5階、この部屋の並びにございます503会議室での開催を予定しておりますので、教育委員の皆様方に関してもご出席をお願いしたいと思います。

続きまして、4月6日水曜日につきましては、小学校の入学式、翌4月7日木曜日につきましては、中学校の入学式を予定しておりますので、予定されております学校の入学式へのご参列を、併せてお願いをしたいと思います。

次に、4月22日金曜日、東京自治会館で行われます令和4年度東京都市町村教育委員会連合会、第1回の理事会が開催される予定でございます。当日につきましては、小西委員にご出席のお願いしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、次回開催予定の教育委員会定例会でございますけれども、4月26日火曜日の午後2時から、ここ505会議室での開催を予定しております。

私からの案内は以上でございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかございませんか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会 3 月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後 2 時 4 0 分